

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

令和3年5月19日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井 嘉浩

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について（依頼）

このことについて、令和3年5月12日から同月31日までを新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止徹底期間とし、各種要請を行っております。

つきましては、感染状況改善のため、下記の事項について積極的な御協力をいただけるよう、貴団体所属の各事業者に対して、周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 リバウンド防止対策について

- (1) 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。
- (2) 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。

2 実施状況の公表について

- (1) 各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で積極的に公表すること。
- (2) 各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録すること。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>

- (3) 各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組むこと。

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL：022-211-2771